

都市計画決定権者

決定権者	決定する都市計画	備考	
都道府県	都市計画区域の整備・開発及び保全の方針	全部	
	市街化区域及び市街化調整区域	全部	
	都市再開発方針等	全部	
	地域地区	都市再生特別地区	全部
		風致地区	面積が10ha以上かつ2以上の市町村の区域にわたるもの
		特別緑地保全地区	面積が10ha以上かつ2以上の市町村の区域にわたるもの
		緑地保全地区	2以上の市町村の区域にわたるもの
		流通業務地区	全部
		臨港地区	特定重要港湾、重要港湾
		歴史的風土特別保存地区	全部
		航空機騒音障害防止(特別)地区	全部
	都市施設	道路	一般国道、都道府県道、自動車専用道路
		都市高速鉄道	全部
		空港	空港法第4条第1項各号に掲げられるもの
		水道	水道用水供給事業の用に供する水道
		下水道	公共下水道で排水区域が2以上の市町村の区域にわたるもの、流域下水道
		汚物処理場・ごみ焼却場	産業廃棄物処理施設
		水路	一級河川、二級河川、運河
		一団地の官公庁施設	全部
		流通業務施設	全部
市街地開発事業等予定区域		全部	
市町村	上記以外のもの		